

公 告

令和7年(2025年)5月1日

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	1-15
(2) 件 名	真庭ひかりネットワーク光ファイバ追加敷設調査等業務
(3) 履行場所	真庭市落合垂水ほか地内
(4) 履行期限	令和 7年10月20日
(5) 業務概要	(1) 伝送路敷設に関する調査 (2) 伝送路敷設基本設計
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	情報・通信サービス(通信)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 7年 5月22日 10時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、秘書広報課【TEL】0867-42-1163へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 7年 5月14日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	秘書広報課 【メール】hisho@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 7年 5月22日 10時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、秘書広報課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 7年 5月22日 10時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 7年 5月22日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告 共通事項」による。また、不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市秘書広報課

TEL 0867-42-1163 / FAX 0867-42-1353

真庭ひかりネットワーク光ファイバ追加敷設調査等業務

仕様書

令和7年4月

真庭市総合政策部秘書広報課

— 目次 —

第1条	業務名.....	3
第2条	目的.....	3
第3条	期間.....	3
第4条	履行場所.....	3
第5条	主な業務内容.....	3
第6条	見積内容.....	3
第7条	落札者の決定.....	3
第8条	契約方法.....	3
第9条	経費の負担.....	3
第10条	受託者の遵守事項.....	3
第11条	提出書類.....	4
第12条	資料等の貸与.....	4
第13条	機密保持.....	4
第14条	事故報告.....	4
第15条	一般事項.....	4
第16条	業務履行上の留意点.....	5

第1条 業務名

真庭ひかりネットワーク光ファイバ追加敷設調査等業務

第2条 目的

新たな戸建てや賃貸住宅等の立地が進み、光サービス加入者が集中的に増加したことにより、真庭ひかりネットワークの利用(接続)に必要な光ファイバーの「空き芯線」が枯渇する可能性が高い地域(落合サブセンター～開田・福田方面)が出てきたため、光ファイバの追加敷設を行うにあたっての所要の調査及び基本設計を行うもの。

第3条 期間

契約締結日から令和7年10月20日まで

第4条 履行場所

真庭市落合垂水ほか地内

第5条 主な業務内容

- (1) 伝送路敷設に関する調査
 - ・経済性を優先した伝送路敷設ルートを選定(添架申請及び自設柱建柱のための用地交渉含む)
- (2) 伝送路敷設基本設計
 - ・位置図、線路図、系統図、接続図を含めた基本設計報告書の作成
 - ・使用材料調書、工程調書の作成
 - ・本工事の発注仕様書案の作成

第6条 見積内容

- (1) 見積金額は、本市が受託者に支払うものとして、本仕様書に示した要件を満たす調査(申請・用地交渉含む)、基本設計に係る経費等総費用額(消費税を除く。)を記すものとする。
- (2) 見積書には内訳書を添付するものとする。

第7条 落札者の決定

見積金額の最も低い事業者を落札者とする。

第8条 契約方法

総価契約

第9条 経費の負担

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

第10条 受託者の遵守事項

- (1) 受託者は、IRU事業者と十分に意思疎通を行い、既設のIRU設備の状況(落合エリアの設備行詰り等)の内容を十分理解し、さらにIRU事業者の技術・保守基準につ

いても理解して業務を行うこと。

(2) 受託者は、業務の適正な履行を確保するため次の事項について管理を徹底しなければならない。

①業務の実施にあたり、地域住民を含む外部より指摘若しくは報告を受けた場合は、速やかに市の監督員にその内容を書面で正確に伝えること。

②業務の実施にあたっては、地域住民を含む外部への連絡、又は通知を行う場合は、その内容を相手に正確に伝えること。

③市から貸与を受けた図書及び物品等については、善良なる管理を行うこと。

第11条 提出書類

本業務では成果物として次に掲げる完成図書を紙媒体並びに電子ベースで業務完成時に一括して提出すること。また、委託業務に関する書類を随時紙媒体で1部提出すること。

(1) 完成図書

①基本設計報告書

②使用材料調書

③工程調書

④発注仕様書案

(2) 委託業務に関する書類

①業務着手届

②業務完了届

第12条 資料等の貸与

(1) 市等は受託者の業務に必要な図面、資料等は貸与する。

(2) 貸与された図面、資料等は慎重かつ厳正な管理を行うものとする。

(3) 受託者は貸与された資料の必要がなくなった場合は、市等へ直ちに返却するものとする。

第13条 機密保持

本事業で知り得た情報は、業務期間のみならず業務終了後も第三者に漏らしてはならないものとする。受託者は、本業務を履行するために個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守すること。

第14条 事故報告

受託者は、調査・設計業務中に事故が発生した場合は、速やかにその状況を書面で市の監督員に報告するものとする。

第15条 一般事項

- (1) 関連する法令、条例等を遵守すること。
- (2) 受託者は前項の関係法令の遵守にあり、適正な資格者を選任し、配置すること
- (3) 業務の履行にあたっては、本市及び指定管理者である公益財団法人真庭エスパ
ス文化振興財団（以下、本市等という。）と十分に意思疎通を行い、指示に従
うこと。
- (4) 作業の進捗状況および予定を文書で説明し、本市等の承認を得て作業を進める
こと。
- (5) 作業の実施日時および方法等は、本市等と十分に打合せを行い、施設に出入り
する際には事前に連絡を行うこと。また、施設内で作業を行う際は、本市等の
指示に従うこと。
- (6) 本業務の遂行にあたり、各種調整事項について、積極的に協力・調整を行うこ
と。

第16条 業務履行上の留意点

- (1) 必要な協議を適宜行い、受託者は資料を作成し、また、会議終了後に議事録を
作成し、本市等の承諾を得ること。
- (2) 設計内容に対する質疑が本市等からあった場合は速やかな対応・回答に努める
こと。
- (3) 設計条件について特に定めのない事項については、本市等と協議のうえ決定す
るものとする。
- (4) この他、本仕様書に記載がない事項は、本市等と協議・検討のうえ実施するこ
と。

以上